

医療情報取得加算に関する掲示

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて、患者さんの診療情報(薬剤情報・特定健診情報・その他の必要な情報)を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関(医療情報取得加算の算定医療機関)です。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定します。

	点数
・初診時	1 点
・再診時(3月に1回に限り算定)	1 点

< ※マイナ保険証の利用の有無に関わらず >

※正確な情報を取得・活用する為、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力をお願いします。



令和6年12月1日
県立宮崎病院

(所管医事担当)